

改正後			現行		
食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界等について			食品、添加物等の規格基準に規定する各試験法の検出限界等について		
(略)			(略)		
一般規則 5, 6 及び 7 に規定する各試験法の検出限界			一般規則 5, 6 及び 7 に規定する各試験法の検出限界		
農薬等名	検出限界 (ppm)	備考	農薬等名	検出限界 (ppm)	備考
2, 4, 5-T	0.05	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	2, 4, 5-T	0.05	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	アルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
エンドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	エンドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
ディルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm	ディルドリン	0.005	抹茶にあっては0.02ppm
オラキンドックス※1	0.001		オラキンドックス※1	0.001	
カルバドックス※2	0.001		カルバドックス※2	0.001	
カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	カプタホール	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm	クマホス	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
クレンブテロール	0.00005		クレンブテロール	0.00005	
クロラムフェニコール※3	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0.005ppm	クロラムフェニコール	0.0005	ローヤルゼリーにあっては0.005ppm
クロルスロン	0.001		クロルスロン	0.001	
クロルプロマジン	0.0001		クロルプロマジン	0.0001	
ジエチルスチルベストロール	0.0005		ジエチルスチルベストロール	0.0005	
イプロニダゾール※4	0.0001		(新設)	(新設)	
ジメトリダゾール※5	0.0002		ジメトリダゾール	0.0002	
メトロニダゾール※6	0.0001		メトロニダゾール	0.0001	
ロニダゾール※7	0.0002		ロニダゾール	0.0002	

ダミノジッド	0.1	ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
デキサメタゾン	0.00005	
パラチオン	0.01	
α -トレンボロン	0.002	
β -トレンボロン	0.002	
二臭化エチレン	0.001	
ニトロフラゾン	0.001	
ニトロフラントイン※8	0.001	
フラゾリドン※9	0.001	
フラルタドン※10	0.001	
ブロチゾラム	0.0005	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
マラカイトグリーン※11	0.002	

- ※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※3 クロラムフェニコールは、クロラムフェニコール及びその代謝物であるグルクロン酸抱合体を分析対象とする。
- ※4 イプロニダゾールは、イプロニダゾール及びその代謝物である1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※5 ジメトリダゾールは、ジメトリダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※6 メトロニダゾールは、メトロニダゾール及びその代謝物である1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0001ppmである。
- ※7 ロニダゾールは、ロニダゾール及びその代謝物である2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.0002ppmである。
- ※8 ニトロフラントインは、ニトロフラントインの代謝物である1-アミノヒダントインを分析対象とする。
- ※9 フラゾリドンは、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※10 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。

ダミノジッド	0.1	ミネラルウォーターにあっては0.002ppm
デキサメタゾン	0.00005	
パラチオン	0.01	
α -トレンボロン	0.002	
β -トレンボロン	0.002	
二臭化エチレン	0.001	
ニトロフラゾン	0.001	
ニトロフラントイン※3	0.001	
フラゾリドン※4	0.001	
フラルタドン※5	0.001	
ブロチゾラム	0.0005	
プロファム	0.01	ミネラルウォーターにあっては0.001ppm
マラカイトグリーン※6	0.002	

- ※1 オラキンドックスは、オラキンドックスの代謝物である3-メチルキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- ※2 カルバドックスは、カルバドックスの代謝物であるキノキサリン-2-カルボン酸を分析対象とする。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- ※3 ニトロフラントインは、ニトロフラントインの代謝物である1-アミノヒダントインを分析対象とする。
- ※4 フラゾリドンは、フラゾリドンの代謝物である3-アミノ-2-オキサゾリドンを分析対象とする。
- ※5 フラルタドンは、フラルタドンの代謝物である3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドンを分析対象とする。

※11 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。検出限界はそれぞれ0.002ppmである。

※6 マラカイトグリーンは、マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンを分析対象とする。